

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科 看護学専攻博士学位審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（以下「研究科」という。）において香川県立保健医療大学学位規程第3条の規定により博士(看護学)の学位を授与するに当たり、博士論文の審査に関して必要な事項を定める。

(研究指導教員等の決定)

第2条 学長は、入学時に学生から提出された博士論文題目等申請書（第1号様式）の内容に基づき、研究科委員会の議を経て、学生が志望する研究指導教員を決定する。

2 学長は、研究科委員会の議を経て、研究科博士後期課程の研究指導教員の中から、研究指導補助教員を選任することができる。

(研究計画書審査の付託)

第3条 学長は、別に定める期日までに学生から提出された博士論文研究計画申請書（第2号様式）及び博士論文研究計画書（第3号様式）の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究計画書審査の付託を受けた研究科委員会は、研究計画書審査委員を選出し、研究計画書審査会を組織する。

3 研究計画書審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人で構成する。

4 主査は、担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、担当の研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

5 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

6 研究計画書審査会は、研究計画書と併せて、審査結果を研究計画書審査結果報告書(第11号様式)により研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

7 研究科長は、研究科委員会において前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究倫理審査の付託)

第4条 学長は、研究計画書の研究倫理の内容について、香川県立保健医療大学倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 倫理審査委員会等は、研究計画書の研究倫理について審査し、その結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究計画書の承認)

第5条 学長は、第3条第7項及び前条第2項の報告に基づき、研究計画書の承認の可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を研究科委員会に通知する。

(学術セミナーの実施)

第6条 研究科委員会は、研究課題決定の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第1回学術セミナーを実施する。

2 研究科委員会は、研究過程に関する博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第2回学術セミナーを実施する。

3 研究科委員会は、博士論文の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第3回学術セミナーを実施する。

(博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査)

第7条 学長は、別に定める期日までに学生から提出された博士論文予備審査申請書（第4

号様式)、博士論文、博士論文要旨(第5号様式)、博士論文目録(第6号様式)、履歴書(第7号様式)及び副論文の審査を研究科委員会に付託する。

- 2 博士論文予備審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文予備審査委員を選出し、博士論文予備審査会を組織する。
- 3 博士論文予備審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人で構成する。
- 4 主査は、担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、担当の研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。
- 5 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。
- 6 博士論文予備審査会は、博士論文予備審査申請書提出後1か月以内に論文審査及び口頭試問を行い、審査結果を博士論文予備審査結果報告書(第8号様式)により研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。
- 7 博士論文予備審査会は、成績評価専門委員会を兼ねることとし、単位取得状況及び副論文掲載内容から、博士論文提出資格の審査を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。
- 8 研究科長は、研究科委員会において第6項及び前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。
- 9 学長は、前項の報告に基づき、博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査の承認の可否を決定する。

(学位の授与の申請)

第8条 前条第9項の承認を受け、博士の学位授与の申請をしようとする者(以下「学位申請者」という。)は、博士論文審査申請書(第9号様式)に博士論文、博士論文要旨(第5号様式)、博士論文目録(第6号様式)、履歴書(第7号様式)及び副論文を添え、別に定める期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の規定に基づく博士論文等の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 博士論文審査申請書 | 1部 |
| (2) 博士論文 | 4部 |
| (3) 博士論文要旨 | 4部 |
| (4) 博士論文目録 | 4部 |
| (5) 履歴書 | 4部 |
| (6) 副論文 | 4部 |

(博士論文審査の付託)

第9条 学長は、前条の規定に基づく博士論文審査の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

(博士論文審査会)

第10条 前条の規定に基づき博士論文審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文審査委員を選出し、当該委員で組織された博士論文審査会が博士論文の審査及び最終試験を行う。

2 前項の博士論文審査委員は、博士論文予備審査会の博士論文予備審査委員3人とする。

(審査等の期限)

第11条 博士論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

(博士論文発表会の実施)

第12条 第10条第1項の規定に基づき博士論文審査会が行う最終試験は、博士論文発表会をもって充てる。

(博士論文審査会の報告)

第13条 博士論文審査会は、成績評価専門委員会を兼ねることとし、博士論文の審査及び最終試験の可否について審議し、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定に基づき博士論文審査会が研究科委員会に行う審査結果の報告は、博士論文審査結果報告書(第10号様式)の提出による。

(研究科委員会の審議等)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し議決を行う。

2 前項による研究科委員会における審議に際しては、修得単位数、最終試験の結果及び前条第2項の博士論文審査結果報告書の内容に基づき、総合的に博士論文の可否判定及び修了判定を行う。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項の議決がなされたときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(学位授与の時期)

第14条の2 大学院学則第14条1項に基づく博士の学位授与の時期は、前条第1項に定める学位授与決定後の9月又は3月の別に定める日とする。

(修了予定者の公表)

第15条 学長は、第14条第3項の規定に基づき研究科委員会からの報告を受けたときは、速やかに修了予定者を公表するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月3日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

博士論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文題目等を申請します。

志 望 す る 担 当 の 研究指導教員名	
博士論文題目	

第2号様式（第3条関係）

博士論文研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文研究計画を申請します。

記

博士論文題目	
研究計画	別紙「博士論文研究計画書」（第3号様式）のとおりに

担当 研究指導教員	
--------------	--

注1 「博士論文研究計画書」（第3号様式）を別紙により作成し、添付すること。

第3号様式（第3条関係）

博士論文研究計画書

所 属 看護学専攻博士後期課程

学籍番号		氏 名	
<p>(研究題目)</p> <p>和文：</p> <p>英文：</p> <p>キーワード：</p> <p>(研究の背景)</p> <p>(研究の目的)</p> <p>(研究の方法)</p> <p>(研究倫理)</p> <p>(決められた構成で4ページ以内に記述する)</p>			

第4号様式（第7条関係）

博士論文予備審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文予備審査を申請します。

記

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 博士論文 | 4部 |
| 2 | 博士論文要旨 | 4部 |
| 3 | 博士論文目録 | 4部 |
| 4 | 履 歴 書 | 4部 |
| 5 | 副 論 文 | 4部 |

博士論文要旨

所 属 看護学専攻博士後期課程

学籍番号		氏 名	
<p>(博士論文題目)</p> <p>和文：</p> <p>英文：</p> <p>キーワード：</p> <p>(目的)</p> <p>(方法)</p> <p>(結果)</p> <p>(考察)</p> <p>(結論)</p> <p>(決められた構成で4ページ以内に記述する)</p>			

第6号様式（第7・8条関係）

博士論文目録

所 属 看護学専攻博士後期課程

学籍番号		氏 名	
<p data-bbox="252 618 440 651">博士論文題目</p> <p data-bbox="252 898 440 931">参考論文題目</p>			

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女
現 住 所	本籍	都 道 府 県	
学 歴（高等学校卒業以降）			
研 究 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			

注 署名欄の氏名は必ず自署すること。

第8号様式（第7条関係）

博士論文予備審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査

副 査

副 査

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程第7条第6項の規定により、次のとおり博士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	看護学専攻博士後期課程
	氏 名	
博士論文題目		
審査結果	博士論文予備審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E

第9号様式（第8条関係）

博士論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程第8条第1項の規定により、次の書類を添えて、博士論文審査を申請します。

記

1	博士論文	4部
3	博士論文要旨	4部
4	博士論文目録	4部
5	履 歴 書	4部
5	副 論 文	4部

第10号様式（第13条関係）

博士論文審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査

副 査

副 査

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程第13条第2項の規定により、次のとおり博士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	看護学専攻博士後期課程
	氏 名	
博士論文題目		
審査結果	博士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	博士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	最終審査結果	可 ・ 不可

研究計画書審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査

副 査

副 査

下記のとおり博士論文研究計画書の審査を実施しましたので、報告します。

研究計画審査 申請者	所 属 領 域	看護学専攻博士後期課程 領域
	学籍番号 氏 名	
博士論文題目		
【研究計画書審査基準】 (1) 研究課題 <input type="checkbox"/> 論文の内容に新しい知見が期待できる。 <input type="checkbox"/> 題目ならびに一般的な問いと具体的な問いが明確である。 <input type="checkbox"/> 学位に対して妥当性がある。 (2) 情報収集・課題分析 <input type="checkbox"/> 十分な文献収集や先行研究の調査を行っている。 <input type="checkbox"/> 研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。 (3) 研究の方法 <input type="checkbox"/> 研究方法は適切である。 <input type="checkbox"/> 研究の実施に際して使用する書類が適切に準備されている。 <input type="checkbox"/> 研究の方法及び対象に対して、倫理的配慮が具体的に記述され、 倫理審査委員会への提出が考慮されている。 【審査結果の概要】		